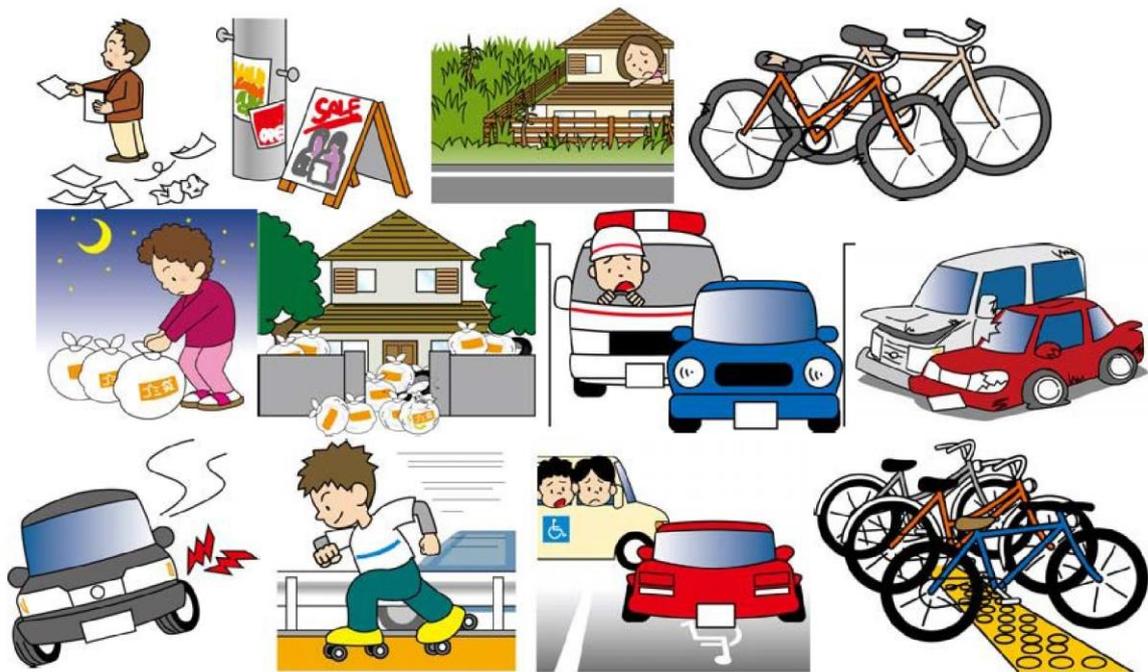


北九州市のモラル・マナーアップ の取り組みについて(概要)

北九州市では、平成20年に「モラル・マナーアップ関連条例」を制定し、迷惑行為の防止に取り組んでいます。

市民一人一人に、迷惑行為とは何かを改めて認識してもらい、市民と事業者と市が一体となって、迷惑行為をなくし、誰もが快適で住みやすいまちにすることを目指しています。



1 背景

- ◇ 「ごみのポイ捨て」、「飼い犬のふんの放置」などの迷惑行為の防止に向けて様々な取り組みを行ってきましたが、依然として、一部の心ない人による迷惑行為が後を絶たず、条例による厳しい規制を望む声も寄せられてきました。
- ◇ 平成17年度市民意識調査では、罰則を伴う条例の導入に「賛成」又は「どちらかといえば賛成」の意見が約8割を占めました。
- ◇ このため、第三者機関「北九州市モラル条例検討委員会」の検討結果を踏まえ、平成20年に「北九州市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例」（基本条例）を制定しました。

2 条例の概要

- ◇ 基本条例は、次の事項を規定し、市、市民、事業者が連携して、迷惑行為の防止を推進します。
 - 防止すべき迷惑行為（14項目）
 - 市、市民、事業者の責務
 - 「迷惑行為防止重点地区」の指定
 - 「迷惑行為防止活動推進地区」の指定
 - 「北九州市迷惑行為防止推進協議会」の設置

3 14項目の迷惑行為

基本条例では、次の14項目が迷惑行為として示されています。

迷惑行為		主な関係条例等
(1)	ア 屋外広告物の表示等が禁止されている場所等に屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲示する物件を設置すること。	北九州市屋外広告物条例
	イ 公共の場所においてチラシ等を配布し、当該チラシ等が散乱した場合に、これを放置すること。	
(2)	飼い犬のふんを放置すること。	北九州市動物の愛護及び管理に関する条例
(3)	あき地等を適正に管理せず、雑草等を繁茂させ、これを放置すること。	あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例
(4)	公共の場所その他他人の土地において自転車を放置すること。	北九州市自転車の放置の防止に関する条例
(5)	家庭ごみの持出しについて定められている事項（排出の日時及び場所並びに指定袋の使用等）に従わずにこれを排出すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
(6)	家庭ごみ等を放置し、悪臭を発生させる等土地、建物等を適正に管理せず、周囲の生活環境を害すること。	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
(7)	消防自動車、救急自動車等の通行その他円滑な道路交通を阻害する迷惑な駐車をすること。	北九州市違法駐車等の防止に関する条例
(8)	空き缶、たばこの吸殻等をみだりに捨てること。	北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例
(9)	公共の場所その他他人の土地において自動車を放置すること。	北九州市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例
(10)	公共の場所（灰皿が設置されている場所等の所定の場所を除く。）において喫煙をすること。	北九州市公共の場所における喫煙の防止に関する条例
(11)	落書きをすること。	北九州市落書きの防止に関する条例
(12)	車両の運転者が歩行者に注意を払わず、危険な運転をし、又は騒音を生じさせ、周囲の静穏を害すること。	道路交通法
(13)	公共の場所において車両又は歩行者の安全な通行を妨げ、球戯、ローラー・スケートその他これらに類することをすること。	道路交通法
(14)	ア 障害者用の駐車区画を不適正に利用すること。	
	イ 点字ブロック上に車両を駐車させ、又は物件を置くこと。	

4 迷惑行為防止重点地区、迷惑行為防止活動推進地区の指定

- ◇ 人の多く集まる中心市街地、観光拠点など特に迷惑行為の防止が必要な地区を「迷惑行為防止重点地区」として、北九州市迷惑行為防止推進協議会（以下「協議会」）の意見を聴いて、市長が指定します。
重点地区で「路上喫煙」「ごみポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」、「落書き」の4つの迷惑行為を行った場合、過料1,000円が科されます。
現在、小倉都心地区と黒崎副都心地区の2箇所を指定しています。
- ◇ また、地域住民が防止活動に取り組む地区を「迷惑行為防止活動推進地区」として、地域の申出をもとに、協議会の意見を聴いて、市長が指定し、啓発物の提供等の支援を行います。現在、門司港レトロ地区など市内5地区を指定しています。

5 迷惑行為防止基本計画

- ◇ 迷惑行為防止のための施策を総合的、計画的に推進するための基本計画を協議会の意見を聴いて、市長が策定します。令和7年4月に「北九州市迷惑行為防止基本計画（第4次計画）」を策定しました。計画期間は令和11年度までです。
- ◇ 迷惑行為防止基本計画では、「美しく心躍る彩りある空間の実現、思いやりにあふれた安らぐまちの創造」を目標に、‘迷惑行為をしない・させない「人づくり」’と‘迷惑行為をしない・させない「環境づくり」’を基本方針に様々な施策を推進しています。

6 迷惑行為防止推進のための取り組み

- ◇ これらの取り組みのほか、基本計画に基づき、モラル・マナーアップ教育や地域における市民啓発等を協議会での議論も踏まえつつ、推進しています。